香川県中学校教育研究会

部会運営細則

（名　　　称）

1. 本会は、香川県中学校教育研究会○○研究部会という。

（事　務　所）

1. 本会の事務所は原則として会長が定める学校内におく。

（目　　　的）

1. 本会は○○に関する研究活動等を通じて香川県中学校教育の振興を図ることを目的とする。

（組　　　織）

第４条　本会は、香川県内中学校に勤務する教職員をもって組織する。

（事　　　業）

第５条　本会は、前条の目的を達成するための次の事業を行う。

１　中学校○○に関する研究活動の育成と振興

２　中学校○○に関する研究団体および関係機関との連絡提携

３　研究会、講演会、講習会の開催

４　その他必要な事業

（役　　　員）

第６条　本会は、会長１名および副会長○名をおく。

　　　１　会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

　　　２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第７条　会長および副会長は、理事会において選出する。

　　　１　役員の任期は１年とする。

　　　　　ただし、再任を妨げない。

２　補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第８条　本会に、会計監査２名をおく。

　　　１　会計監査は、会計事務を監査する。

　　　２　会計監査は、理事会において選出する。

（事　務　局）

第９条　本会事務局をおく。

　　　１　事務局には、事務局長、会計長をおく。

　　　２　前項の職員は、会長が委嘱する。

　　　３　事務局長には、本会の事務を処理する。

　　　４　会計長は、本会の経理を処理する。

（経　 　理）

第１０条　本会の経費は、本部よりの配分金をもってこれに当てる。

　本会経費の運用は、年度当初の予算をもって執行する。

（会 計 年 度）

第１１条　本会の会計年度は、毎年４月１日にはじまり、翌年３月３１日に終わる。

附則　この細則は、昭和３６年５月１日より実施する。